

## 交渉及解決状況

本月十九日正午時刻、従業員側代表より幹部より全署にて前回の会見アリ。従業員側代表より従業員側より従業員側より、年々の不満を吐露され、参考上に満足度が最も高いたるに方法を講じたし、タレト懇請したる事、事業主側より之へシ様式にて明日正午迄。

第二案を作成して会見へキ旨約定して会見了也。

二月二十一日前記原稿案署にて前回引継キ常賞、会見アリ。従業員側より賃金一割位下へ既に客觀しアルニヨリ、割合他方面ナリ提出し解雇を取消せしタレト懇請したルニ工場主ハ斯グスル又未タ一ヶ月約ニ万本(ヒ人分)生産高)、生産過剰トナリニ付ニカ対策シ従業員側にて業出セラレタリト述べ明日、会見ヲ約シ会見了也。今日会見終了後従業員側へ事業主ノ標準セル一割不足分、財源若出方ニ付根議此結果工場主、苦境の象徴無給作業時間一時間延長し右及申(通)報候也。

其、生産率ニヨリ不足分一割、財源ヲ補填スルコトニ回答へク一決し翌廿一日事業主定シ訪問シテ事業主ニ會見。前記回答シ為し吾々クスル、如ク該歩スル上ハ事業主ニ括ア正該意シ被極ムル意味ニテ退職手當、利益追附財休業、場合日給、六割支給シ並認サシタレト懇請スル處アルニ事業主側エチヲ認トシテ別記遺書、通用満解决スルニ至シ。

別記

遺書

今四解雇賃金位下湖額三千と相方交渉、結果左、遺書、余程ナシテ因満解决セリ

- (1) 十名解雇、取扱人コト
  - (2) 賃金位下八五表ノ如ク為一時間、勤務時間ヲ延長スル
- 一月二十日正午五分 口二月二十日正午一割 八三日立未以上一割立分  
為解雇賃金トノ差異ニ因シテ人相方供議以降、